

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I JAPAN http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5、[地図](#)

Copyright © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 鈴木秀幹 弁理士・矢守章子・有吉文・井口文絵)

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

[～シンガポール住宅開発局に対し物干しラックのデザイン特許権侵害を主張し発明家が提訴～](#)

[～シンガポールでパナソニックは TV からレタスとラディッシュに移行する～](#)

[～タイで IP Innovation and Technology Expo2014 が開催に関する記者発表が行われた～](#)

[～タイで有名ブランドの偽造時計を販売していたビルの摘発が行われ 600 万パーツ相当の偽造時計が見つかった～](#)

[～タイでワークショップ「ASEAN 経済共同体\(AEC\)加盟に向けた知的財産法エンフォースメントの準備」が行われた～](#)

[～タイへの日本からの投資は政情不安の影響を受けず継続しているとバンコク日本人商工会議所の見解～](#)

[～タイに外国企業は依然魅力を感じており、日本からの投資計画はそのままであると明言されているが、](#)

[時代遅れの規則の見直しが急がれる～](#)

[～タイと中国は新たなコメの政府間取引について話し合う～](#)

[～タイの新輸送システム開発事業に JICA が円借款貸付の申し出～](#)

[～タイユニバーサル医療保障制度の保険対象に 4 種類の高額な医薬品が追加された～](#)

[～タイとインドネシアで花王が工場拡張の計画～](#)

[～タイにおける知的財産法のエンフォースメント: 全てに吠えるが噛み付かない?～](#)

[～インドネシア人が米国で偽ワイン販売者が 2,000 万 US ドルの罰金支払いを命じられる～](#)

[～タイの GI 商品展示会でタイの伝統知識商品 16 品目が販売された～](#)

[～タイで優れた商品の展示会と知的財産権者である経営者向けの研修が行われた～](#)

[～中国レアアース磁石メーカーが日立金属の特許満了を期に輸出拡大を狙う～](#)

[～香港の発明は外部に好印象を与える～](#)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを8月25日付けで更新しました。

(9月、10月の祝祭日のお知らせ)

9月は祝祭日がありません。10月は23日が祝祭日です。

～編集者より～

ミャンマーに数日滞在し、ヤンゴン、首都ネピドーを訪問する機会を得た。

まずは、制度の現状をお伝えしようと思う。ミャンマーの知財法案(商標法、意匠法、特許法、著作権法の4法案を予定している)は、現在、科学技術省(MOST)から法務長官府(Union Attorney General Office, UAGO)に6月に提出され、日本で言えば、法制局にて関係各省庁へ意見聴取され、その修正を待っている段階である。

今後、その修正をさらに MOST で行い、再び法務長官府に提出し、承認後、内閣提出及び承認手続きとなり、国会に提出されるということとなる。国会では、2院制なので、両院の合意あるいは、相違する場合には、両院協議会が開かれ、国会承認となる。発効は、国会承認から即時発効する場合もあるが、多くは期間を置いて発効することとなる。

いずれにせよ、未だ前途は長い時間がかかるということである。法案審議の優先順位も未だ確定しない

ため、急ぐ法案があれば、当然にその法案を優先することとなるため、どう見積もっても今年中の国会通過はあり得ないとの由。来年、大統領の任期5年が満了するため、大統領選挙及び総選挙を予定しているため、総選挙前に一気に懸案法案を審議すると予想しているものの、それでも来年11月か12月が国会通過の最速の時期であろう。ただし、日本のような審議切れ廃案という手続きは無いため、最悪、廃案とはならないそうである。

ミャンマー政府関係者からの発言や回答振りを聞いて、湧いてきた疑問がいくつかある。①何故、4法なのか。知財関連法としてミャンマーのような国として特に優先しなければならないのは、地理的表示保護法や遺伝資源関連法、伝統知識保護法の方が、はるかに重要なのではなかろうか。日本政府からの支援の限界としてこの4法だけが挙げられているとしたらならば、日本側からの押し付け感が強い。②何故、4法同時に進行させているのか。むしろ、優先順位とすれば、断然に商標法の施行を最優先にしなければならない。既に所有権登録の形で登録を行っている以上、商標制度は、ミャンマー国内のビジネス活動の保護のためにも非常に重要性が高いというのは明白であろう。

ミャンマー政府関係者からは、何度も「真正品と模倣品との価格差が余りにも大きい場合、当然に国民は模倣品で満足する」という発言を聞いた。これは、知的財産を振りかざし模倣品を駆逐し、高い品物を買わせるといういわば「権利濫用」を意味している。特に海賊版ソフトの問題などが良い例であろう。東南アジア諸国は長い間、欧米企業の「権利濫用」に悩まされ続けてきた。今でもタイのような新興国であっても、この不安は常に付きまとっている。この主張は、「真正品の販売会社の価格を手の届く価格(affordable)まで下げる努力を見せてください」と言っているのである。

私の回答は、「日本企業はビジネス倫理が高いので、そのような濫用はあり得ない。低価格で高品質な製品を市場に投入努力することを約束します。」である。日本企業の姿勢が本当かどうかは別問題として、彼らの我々への要求と期待は、実はその一点にあるのだ。

さて、話は変わるが、現在主に商標において登記手続きを行っている所有権登記所をヤンゴンで見学させてもらった。現実に見た光景は、絶望的である。単に受付けて、その書類を山のように積み上げるだけなのである。それらの書類を大きな袋に入れて、倉庫に積み上げて保管するのである。棚すらない。倉庫といっても整理管理されているわけではない。ある意味で単に置いてあると言ってよいのである。パソコンで入力でもしているのかと予想していたが、何もない。プリンター、複写機なんて事務機器らしい代物は全く無いと言ってよい。混雑した人だかりの中で、単に書類を提出して、事務官が受領して積み上げるというものだった。今までミャンマーの代理人を通じて出願登録していた努力は一体全体なんだったのかという大いなる疑問が湧いてくる。代理人事務所の連中は何故この状態を無視し続けているのか。「よくぞここまで放置しておいたな。」と憤りすら覚える。

現在この登記実務は、主に商標だが、今や意匠や特許にまで同様な実務を行っている。公告事例とし

て、参考のため添付しておいた。

私は20年近くタイでの知的財産事情を観てきた。20年前(1993年当時)には、タイ政府は既に商標の検索システム(Windows95以前のシステム)を完成させていたのを思い起こしたので、このミャンマーの現在の状態は、タイのそれ以前よりもはるか昔の状態と断言してよい。

このような状況に希望があるのか。知財制度の無い国で、どのように我々の知財を保護していかなければならないのか。まず、保護されるかどうかは、ミャンマー税関及び警察ともに、一般法による保護ができると約束してくれている。このことが最も大事であって、かつ私は一番安心した点でもある。

税関では、現在日本政府税関からの援助によって、CIS(Customs Intelligence Database System)を計画進行している。このシステムはNACCS(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)のミャンマー版を導入し、これと連携するシステムとなる。この中のDBに知的財産関連DB(権利者情報、コンタクトポイント、偽物判別情報など)が含まれる。これが稼働すれば、怪しい貨物は通関の際に即時に参照される便利なシステムである。このDBのデータに日本側権利者から任意で、今現在所有権登録終わっているデータを権利者側から提供し、構築できる可能性があるのではなかろうか。

本来ならば、現地代理人事務所からの自主的データ提供協力を待ちたいが、どうも現地代理人事務所の協力姿勢は無い様子だ。どうも関係者同士の仲は悪いように思えた。「ミャンマー政府(社会)は縦割り社会で、日本よりもそれが激しい」とは、法務長官府でのJICA専門家からの弁である。ならば、権利者が徹底的にミャンマー税関に直接協力し、システム構築に参加することにより、法制度の完備を待つことなく、水際措置だけでも完成した運用を期待したいものである。

不安要素は当然にある。今年かこの2年の間に、水際措置を行った経験は、2件だけあるとヤンゴン税関の知財担当職員は発言していたが、よくよく聞いてみると、この2件の案件は、知財の水際措置ではなく、商標の水際措置であった。まだまだ税関職員に対する実務運用の理解と訓練が必要であることを感じる次第だ。

警察では、証拠があれば、権利者の現地法人あるいは現地販売代理店が必要書類を地区警察署に提出し、警察による摘発を行なえると確言していた。だが、恐らくその詳細手続きと期間などの実行上での調整がかなりあるような気がしてならない。恐らく商標を念頭に置いた発言だと思うが、これが意匠、特許の場合どうなるかというと、全くの疑問符だ。

我々の基本対処方針として、①法制度や運用が確立するまでの間、権利者側は出来得る全ての準備をしてエンフォースメント機関に情報提供し、協力を仰ぐという姿勢を維持したい。②現行商標の所有権登記手続きは、有効か無効かは全く不明であるが、ミャンマー市場への参入するいわば「入場料」程度

にしておくことであろう。多くの期待はしない方が良くかもしれない。③長期的な視野では、政府やエンフォースメント機関職員への訓練と支援、④関係者への啓蒙 であろう。2段構え、3段構えの支援によって、日本企業のミャンマーでのビジネス環境を知財の面から整備すべきではなからうか。肝要なのは、「制度を待って判断する」という後ろ向き姿勢ではミャンマーでのビジネスチャンスを失うことを意味するという点である。今回のミャンマー訪問で、制度が確立していなくても、知財エンフォースメントの可能性があるという点においては、一定の希望を持てたのが最大の成果だった。

ここで比較として、タイの水際措置の話をしたい。つい最近だが、タイ税関から連絡が入り、写真による真偽判定結果で、偽物と断定し、税関が押収した。その間、たったの2日間である。その後、この商品の貿易業者からの不服申し立てはなく、無事この偽物は国有財産となり、処分を待つだけの状態となった。特筆したいのは、①税関は事前登録が無い物でも、職権で商標を調べ、権利者に通報したという点 ②真偽の判定を写真で権利者からの指示に基づく角度や大きさを判定し、素早く偽物と断定した点 である。

この職権で税関が偽物を事前登録のない物品について捜査することを Ex-Officio という職権による手続きなのだが、正にそれをタイ税関は実行したということである。タイ税関に聞いてみると、怪しいコンテナには、様々な偽物が混ざりこんでいるとのこと。これを怪しいと断定すると(税関では危険度が上がると表現するらしいのだが)、サンプルチェックをさらに行い、物品毎に商標権者を探り出して、通報すること。これには、タイ税関と知的財産局の商標 DB とが連携あるいは職員が調べられる環境にあるということの意味している。つい先週にもようやくこのタイ税関の水際案件が落ち着いたということもあって、ミャンマーで見た世界は、まるで別世界の感じがした。

余談になるが、海賊版屋台をヤンゴンで見物した時、ジブリ作品が販売されていた。中国製だとのことだったが、まだ「風立ちぬ」(確か7月に日本で発売されたばかり)は入荷されていなかった。バンコクでは既に海賊版「風立ちぬ」は、8月に店頭で並んでいる。海賊版の動きは極めて早いのを実感した次第である。

(この稿についての登記所写真や日本税関プレゼン資料を含んだ特別稿を作成しました。弊所ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。: <http://www.s-i-asia.com>)

～シンガポール住宅開発局に対し物干しラックのデザイン特許権侵害を主張し発明家が提訴～
シンガポールの発明家 Yiap Hang Boon 氏(54)が自身の屋外用物干しラックの特許権(訳注:原文まま)を侵害したとして、住宅開発局(Housing and Development Board、HDB)を提訴した。Yiap 氏は内部の検討を経て初めの特許出願を行う以前の 2000 年にこのラックを開発したと主張しているが、HDB はこれを否定している。Yiap 氏は 2001 年から特許侵害を主張してきたが、昨年になり提訴を行った。HDB は、法定期限を徒過していることから Yiap 氏には提訴権がないと主張している。HDB は更に Yiap 氏の特許権の無効を求め反訴した。昨日 3 日間の審理がスタートし、Yiap 氏は、ステンレス製のフレームと 2 本の

アームに支えられた平行のポール複数から構成されるというラックのコンセプトは自身が特許出願を行う以前から存在していたことを認めたが、「人間の体力に適合することが可能な」「構造体系」を持つ点が先行のデザインとは異なると述べた。HDB は 2000 年後半に公団のフラットに屋外用物干しラックを設置するために競争入札を行い、同時に、プロジェクトチームが竹製の物干し竿が強風で高層階から落下するリスクに対応する物干し装置の見直しを始めたことと裁判の書面で主張している。一方で Yiap 氏は物干しラックのデザインについて 2001 年 1 月に初めて特許出願を行い、翌月 HDB に対し自身のデザインを HDB のフラットのアップグレード事業に利用するよう提案した。同氏のデザインが HDB のフラットには合わないことがわかり、2001 年 7 月 HDB はこの提案を断った。翌月、HDB の職員に対し、局内の検討により生まれた新しい物干し装置について知らせる回覧が発行された。2003 年 2 月、Yiap 氏はもう 1 件特許出願を行った。2004 年 8 月に特許が登録された後、Yiap 氏は HDB や他の当局に対し自身のデザインの使用は特許権侵害に当たるとの文書を継続して送付した。

(2014 年 7 月 23 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールでパナソニックは TV からレタスとラディッシュに移行する～

テレビジョンとホームシアターシステムで一番よく知られている日本のパナソニック株式会社は、自身によるラディッシュとレタスをシンガポール人に食べさせたいと考えている。同社は先週よりシンガポールの日本料理レストランチェーン店に新鮮な野菜の供給を始めた。これは、シンガポールで最初に認可されたインドア野菜工場であると同社は述べている。工場は現在、年間 3.6 トンという小さな生産能力を有するに過ぎないが、ミニレッドラディッシュやベビーほうれん草など、10 種類の野菜を生産している。室内栽培は他のハイテク日本企業からも同様に好意的に扱われている。富士通株式会社は福島県の工場ではレタスを栽培し、また、シャープ株式会社はドバイで苺の室内試験栽培を開始している。シンガポールでは、パナソニックの 248 平方メートルの農場が郊外の工場ビル内に設けられており、蛍光灯に代えた LED 照明からの光が作物を育てている。パナソニックは温度、湿度、二酸化炭素を一定レベルにコントロールするため、見学者の立ち入りを制限している。同社は 2017 年 3 月までに 30 種類を超える作物を栽培し、シンガポールの野菜生産の約 5% を占めることを目指している。その際には、日本から輸入しているそれら野菜を半値で工場生産できるようになる。パナソニックは、シンガポールはその食料自給率が低く国土が狭小であるために、室内農場にとって申し分ない、と述べている。世界銀行によれば、シンガポールは世界で 2 番目に人口密度が高い国とされ、その食料の 90% 以上を輸入に頼っている。シンガポールの野菜生産は 2004 年の 17,000 トンから 2013 年には約 22,000 トンと微増し、昨年の野菜輸入量は 514,574 トンであった。シンガポール政府はその食料供給源を多様化させるとともに、卵、魚、葉物野菜の自給を増やしたいと考えている。その努力の一環として、シンガポール政府は地元の垂直農業企業であり、温室内の 3 階建ての農場で葉物野菜を育てている Sky Green 社に対して資金を供給し、研究を支援している。同社は現在 600 の同様な農場を有しており、その数を来年までに 2,000 に増やす予定である。そうすると、地元のスーパーマーケットに対して適正な価格で販売するために、1 日に 1 トンの野菜を供給できるようになる。シンガポールのいくつかの農場は、土壌なしに作物を育てるため、エアロポニック栽培や水耕栽培を行っている。

(2014 年 8 月 5 日、バンコクポスト)

～タイで IP Innovation and Technology Expo2014 が開催に関する記者発表が行われた～

2014 年 7 月 9 日、商務省事務次官事務所において、知的財産局、科学技術省、タイ商工会議所、タイ銀行協会等が参加し、IP Innovation and Technology Expo2014 の開催に関する記者発表が行われた。この展示会は事業者、産業界に、タイ人の作品から生まれたイノベーションを用いて商品とサービスの価値を高めるための投資に利用し、市場で新しい商品を作り出し、タイの商業的競争力を高める機会を与えることを目的としたものである。

(2014 年 7 月 22 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイで有名ブランドの偽造時計を販売していたビルの摘発が行われ 600 万パーツ相当の偽造時計が見つかった～

2014 年 7 月 24 日、グラニー イッサディサイ知的財産局副局长／局長代理は、タイ首都圏警察及び知的財産権者で被害者のセレクトイブトレードマークユニオン(タイランド)及びサタヤポンアンドパートナーズの協力を受け取締りチームを編成し、バンコクのサムパッタウオン地区にある 4 階建商業ビルの管理者である Mr.ナウオン ジャムパー (35) を逮捕したと発表した。このビルではカルティエ、ロレックス、モンブラン等の偽造商標を付した時計の販売及び保管が行われていた。被害額は 600 万パーツ相当であった。タイで登録されている他人の商標を偽造した者には 4 年以下の懲役若しくは 40 万パーツ以下の罰金又はその両方が科される。

(2014 年 7 月 26 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイでワークショップ「ASEAN 経済共同体 (AEC) 加盟に向けた知的財産法エンフォースメントの準備」が行われた～

2014 年 7 月 28 日、アユタヤ県のクラシックカミオホテルにおいて、ワークショップ「ASEAN 経済共同体 (AEC) 加盟に向けた知的財産法エンフォースメントの準備」が関連法案のエンフォースメントを担当する政府機関を対象に行われ、グラニー イッサディサイ知的財産局副局长／局長代理が開会の式辞を述べた。このワークショップは 2015 年に発足する AEC への加盟準備のほか、法案のエンフォースメントを担当する政府機関と所有権者である民間企業との協力強化、また、知的財産法エンフォースメントについてアセアン地域内知的財産分野実施計画と一致した基準を定めることを目的として行われた。

(2014 年 7 月 29 日、タイ知的財産局ウェブサイト)

～タイへの日本からの投資は政情不安の影響を受けず継続しているとバンコク日本人商工会議所の見解～

タイ経済は先の政情不安により落ち込んでいたが、現在の政治情勢は前向きであり、バンコク日本人商工会議所 (Japanese Chamber of Commerce Bangkok, JCCB) では、今年下半期タイ経済が回復すると見込んでいる。同時に日本からの投資と事業は安定しており、もし国の改革計画に來期進展があれば、将来的に経済と投資が拡大する刺激材料となるだろうと JCCB の経済調査会部会長である井内撰

男氏は見ている。井内氏は JCBP と日本企業が注目する国家平和秩序評議会 (The National Council for Peace and Order, NCPO) の改革計画の項目は、タイ当局の業務プロセス、特に税関手続きの透明化、近隣諸国との連結性の向上及びバンコクにおけるインフラ整備、外国事業法の緩和に伴うビザ及びワークパーミット手続きの改善、教育改革及び人材育成並びに洪水防止策の実施であると話している。JCBP ではタイに拠点を持つ日本企業の景況調査を 423 社を対象に 5 月 21 日から 6 月 20 日まで行った。この調査の結果、有効回答のうち 68% が政治的混乱が自社の投資計画に影響を与えたと感じておらず、引き続きタイを製造ハブ及び他の ASEAN 諸国への輸出拠点と見ているという結果が出た。この調査ではまた有効回答の 9% がタイに研究開発拠点又は技術センターの設立を検討していることが明らかになった。

(2014 年 7 月 30 日、タイネーション)

～タイに外国企業は依然魅力を感じており、日本からの投資計画はそのままであると言明されているが、時代遅れの規則の見直しが急がれる～

日本の投資家はタイの下半期の経済及び輸出回復に対する期待を変えずにおり、タイに対する投資計画を従前のまま保持している。ジェトロ・バンコク事務所の井内撰男所長は、タイの政治的緊張が緩和したため、タイ経済の下半期のパフォーマンスの向上が期待されると予測する。井内氏によれば、無視できない割合の日本の投資家が、本年のタイへの投資が増加すると予想している。井内氏はまた、5 月 21 日から 6 月 20 日の間に行われた、製造業 250 社を含む 423 社を対象とした調査をもとに、そのうち 36% が、2013 年下半期より企業マインドが低下するにしても資本投資が増加すると考えており、21% が変化なし、39% が減少すると考えていることを述べている。井内氏は、企業の約 43% が、下半期に輸出が伸びると考えているが、一方で厳しい競争、高労働コスト、管理者の不足を憂慮していると述べている。

アナリストによれば、政変や経済の立て直しにもかかわらず、タイは依然として外国投資家にとって魅力的な投資先であると述べている。元副首相であり、アジア平和・和解評議会 (Asia Peace and Reconciliation Council : APRC) 議長を務める Surakiat Sathirathai 氏は、国家秩序平和評議会 (National Council for Peace and Order : NCPO) は、米作農家に対する支払い、保留されているタイ投資委員会のプロジェクトを含む主要問題に取り組んでいるが、観光客数、軟調な輸出、中小企業に対する金融支援といった喫緊の課題に取り組む必要があることを指摘している。サイアムセメントの Kan Trakulhoon 社長は、暴力が避けられたために企業マインドは改善し、政変は投資に影響しなかった、と述べ、アセアンにおいて、タイは、中国ーインド間のロジスティクスセンターとしてカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにきわめて近接していること、インフラが確立されていること、例えば自動車や石油化学の産業集積があることで、優位であると述べている。Kan 社長はまた、タイに地域本社を置く上で、所得税減税がシンガポールや香港との競争上、また、外国企業誘致の上で必要であると述べている。タイ工業連盟 (Federation of Thai Industry : FTI) の Supant Mongkolsuthree 会長は、民間セクターは、関税、投資、労働分野などの、時代遅れとなった法規を現在のビジネス環境に適合させる改正を必要としている、と述べた。(2014 年 7 月 30 日、バンコクポスト)

～タイと中国は新たなコメの政府間取引について話し合う～

タイは中国と、政府間取引を通じた 100 万トンのコメの販売について話し合っており、インドネシア、フィリピン、マレーシア、中東諸国及びアフリカ諸国を含めたバイヤーと同様の契約を通じたより多くの商談を確実にすべく努力している。Chutima Bunyapraphasara 商務省事務次官は、中国との新たなコメ取引は、前政権が中国政府と合意した 100 万トンの取引に加えて行うべきことは何もなく、新たに収穫されるコメを含めた、全ての種類のタイ米をその対象とするものであると述べた。Chutima 次官は、コメの国家備蓄のうちの 300 ないし 400 万トンの輸出を目標とし、輸出者によって扱われるものを含めて、今年のタイ全体のコメの輸出量が 800 万トン超となるように計画していると述べた。しかしながら Chutima 次官は、政府によるコメの販売は、市場価格に影響を与えないように、新米の出荷最盛期より遅らせた、適切な時期になされるべきであると主張している。軍事政権は今年、月平均 50 万トン程度のコメの国家備蓄の販売を 8 月より再開し、3 年間で 1,800 万トンにのぼる余剰のコメの処分を行うことを宣言した。この計画は、販売条件をより柔軟にするとともに、倉庫に保管されている全ての国家備蓄の販売を避けつつコメの品質を保つことにも関係している。販売されたコメの品質についての疑問や異議について、購入者は政府と協議することが認められている。前政権によるコメの買い取りスキームは、市場価格に 40-50% 上乘せされていた価格であったため、多額の逆ザヤに悩まされていた。そのコストは 5000 億バーツに上り、また多数の政府職員が汚職の疑いに巻き込まれている。この問題でインラック前首相は、汚職、及び、多量のロス処分する手段を止めさせたことについての職務怠慢のかどで、刑事告発を受けている。タイ石油公社の取締役でもある、Rungson Sriworasat 財務省事務次官は、10 万トンの腐敗した備蓄米を、バイオエタノールの原料として用いることを提案している。

(2014 年 7 月 31 日、バンコクポスト)

～タイの新輸送システム開発事業に JICA が円借款貸付の申し出～

タイの新輸送システム開発事業について、その高額な予算に関する疑念にも関わらず、日本の国際協力機構 (JICA) が円借款貸付に関心を示している。鉄道路線 8 路線の建設事業を国家平和秩序評議会 (The National Council for Peace and Order, NCPO) が承認した 2 日後に JICA からの貸付のオファーがあり、現在のところバンコクとパトゥムタニを結ぶ高架鉄道レッドラインの主要な貸し手となっている。JICA の代表が昨日タイ運輸省の Soithip Traisuth 事務次官と会談し、財政的な選択肢について話し合いを行った。この機会を利用し報道陣は前バンコク都知事の Samart Ratchapolsitte 氏による建設費が「不自然に高額である」という批判に対する Soithip 事務次官の答えを要求した。ノンカーイ～マープターブート線 737km とチェンコンーン～バンパチ線 655km の予算は総額で 7,414 億バーツと見積もられている。Soithip 事務次官は必要な予算についてはまだまとまっておらず、上記金額は単なる「概算」で運輸省が NCPO から承認を得るために計算したものであると話している。

(2014 年 8 月 1 日、バンコクポスト)

～タイユニバーサル医療保障制度の保険対象に 4 種類の高額な医薬品が追加された～

タイ国民医療保障庁 (National Health Security Office, NHSO) は昨日、4 種類の高額な医薬品をユ

ユニバーサル医療保障制度の対象医薬品リストに加えた。この決定によりユニバーサル医療保障制度の被保険者、特に低所得の患者が医薬品を入手し易くなるものと期待される。今回追加された医薬品は、初期の乳がん治療に使われる Trastuzumab、HIV 感染者の C 型肝炎治療薬 Peginterferon、並びに白血病治療薬の Nilotinib (訳注: Nilotinib と思われます。)及び Dasatinib である。

(2014 年 8 月 6 日、バンコクポスト)

～タイとインドネシアで花王が工場拡張の計画～

日本の花王株式会社が 2015 年から 2018 年にかけて、タイとインドネシアにおいて 400 億円(訳注: 原文まま)を投じた工場拡張を行うことを発表した。この動きは来年 ASEAN 経済共同体(AEC)が発足した後に成長が期待される需要を満たすことを目指したものである。タイで製造キャパシティが増えることで、国内消費やラオス、ミャンマー及びカンボジアといった近隣諸国への輸出への貢献が見込まれる。チョンブリー県にあるアマタナコン工業団地の花王の工場が拡張の対象に選ばれており、ここで製造された製品の少なくとも一部が中東及び南アジアの市場に割り当てられる。花王ではコンシューマープロダクツの ASEAN における製造拠点をタイ、インドネシア及びベトナムに置いている。タイの工場では、ASEAN 諸国への輸出用にヘアケア製品、スキンケア製品、家庭用品、生理用ナプキン及び乳幼児用のオムツ等を製造している。インドネシアでは、国内向けにスキンケア製品、生理用ナプキン及び洗剤を製造している。ベトナムでは国内及び日本への輸出用にスキンケア製品を製造している他、乳幼児向け商品の製造もまもなく開始される予定である。Kao Industrial (Thailand) 及び Kao Chemical (Thailand)の社長に新しく就任したクマザワ ヒロユキ氏は、政情不安により消費が落ち込んだことで昨年 10 月からの売上は低迷していると話している。しかし、5 月 22 日のクーデター以後市場は活気を帯び、消費者による購買は伸び始めており、これはコンシューマープロダクツ事業に良い兆候であると同氏は話している。タイで製造された花王製品の売上は昨年 130 億バーツで、純利益は 9 億 200 万バーツとなっている。売上のうち 70%は国内で販売されるコンシューマープロダクツで、30%は国内向け化学製品と ASEAN 諸国、オーストラリア及びインド向け輸出品が占めている。

花王のアジア、アメリカ及び EMEA(欧州、中東及びアフリカ)コンシューマープロダクツ担当執行役員の齋藤幸三氏は、ASEAN における同社の存在と製造ファシリティを強化する計画の一環として、200 億円(訳注: 原文まま)を投じてタイ及びインドネシアの製造キャパシティを拡大し、柔軟剤、生理用ナプキン及び乳幼児用製品のための製造ラインを立ち上げると話した。

(2014 年 8 月 7 日、バンコクポスト/タイネーション)

～タイにおける知的財産法のエンフォースメント: 全てに吠えるが噛み付かない?～

知的財産法は、そのエンフォースメントが弱い場合には、最良の法であっても役に立たないことから、知的財産法のインプリメンテーションについて見ていきたい。不幸なことに、タイにおけるエンフォースメント行為は、偽造防止のためには不十分な状態にある。統計によれば、2009 年に行われた強制捜査及び押収により、比較的にけちな罪状の 8,000 人が知的財産侵害で逮捕され、510 万の知的財産侵害品が押収された。これは街の通りのマーケットが偽造品であふれているからであり、また現状、より重要なことに、国家間の偽

物積み替えのための、域内の重要なハブとなっていることによる。ひとつの問題はおそらく汚職である。ショッピングモールに対する強制捜査の日に、通常考えられない数の店舗のオーナーが店を開けないことは、偶然の一致ではあり得ない。強制捜査の噂が他の店舗に広がると、執行官がやってくる前に、店のオーナーは全ての侵害品を慌てて隠している。知的財産権侵害が判明したときには、民事と刑事の救済策がある。刑事訴追は、そのスピード、コストの低さ及び損害量の算定の必要がないことから、商標侵害及び著作権侵害の際に取られる最も一般的なアクションである。刑事により得られる罰則は、侵害の程度に応じて最高 40 万バツの罰金、最長 4 年の懲役を含んでいる。しかしながら、特に初犯の場合、タイの裁判官は侵害者に対する罰則を軽減する傾向にあるとされる。民事訴訟もまた実行可能なオプションであるが、おそらく民事訴訟には多額の費用がかかり、かつ、立証が大変であることにより、知的財産権のエンフォースメントには稀にしか利用されない。昨中央知的財産・国際取引裁判所で扱われた民事事件は 278 件にすぎず、そのうちの 119 件は手続きの遅れにより 2012 年より持ち越された案件であった。なお比較のため、昨年は 5,328 件の知的財産権エンフォースメントに関する刑事事件が扱われている。結局のところ、偽造と戦うための重要性が増しているツールは、知的財産侵害品の輸出入を禁止するためにタイ税関とともに行われる、いわゆる「水際措置」と呼ばれるものである。もう一度繰り返すが、もし汚職があれば、この手段は間の抜けたものとなる。古典的な抑止理論が抑止効果について述べるところでは、罰則は、迅速かつ確実に十分に厳格なものでなければならない。しかしタイでは、とりわけ民事事件において、知的財産侵害についての法手続きはしばしば決して迅速でなく、また、一部については汚職のために確実からはほど遠く、そしてそのビジネスの存在に影響を与えるレベルからは遥かに遠い、「スピード違反」程度の金額にしばしば減額されてしまう。例として、国際的な製薬会社が特許を保有するきわめて有名な薬品を製造していた被告に、薬品の商標権侵害のかどで最高裁判所が下した判決は、被告が商標権侵害を止めるまで、たったの月額 5,000 バツを支払えというものであった。これが抑止力として十分かといえば、そんなことはないだろう。タイの知的財産権エンフォースメントの弱みは、米国通商代表部(USTR)により発行される年次報告書(スペシャル 301 条報告書)に記述されている。スペシャル 301 条報告書が 1989 年に発行されて以来このかた、タイは「優先監視国」に指定され続けている。タイはこのような状況から抜け出すために、(1)反カムコーダー法、(2)家主の責任、(3)水際措置の強化、(4)現在の著作権法及び商標法の改正を扱う、特別な立法措置を行うことを計画中である。おそらくはこのような立法の改善により、タイは優先監視国から卒業し、単なる監視国やその先へと向かうであろう。

(2014 年 8 月 10 日、バンコクポスト)

～インドネシア人が米国で偽ワイン販売者が 2,000 万 US ドルの罰金支払いを命じられる～

かつては世界のトップワイン収集家の 1 人と考えられていた、インドネシア人の Rudy Kurniawan が、バイヤーに何百万 US ドルもの偽造ボトルワインを販売したとして 2,000 万 US ドル(2,480 万シンガポールドル)の罰金を支払うよう Richard Berman 地方裁判所判事より命ぜられた。Kurniawan は 37 歳であり、12 月にワイン偽造の郵便詐欺のかどで、及び、ファイナンス会社からの 300 万 US ドルの詐取のための通信詐欺のかどで、有罪とされていた。一方で、Kurniawan は、億万長者のワイン鑑定家であり、2009 年に偽ヴァンテージワインに対する長く続く法律闘争の一環としてカリフォルニア州裁判所に Kurniawan を提訴し

た William Koch 氏によって提訴された民事訴訟を解決することに合意している。Kurniawan の弁護士により、裁判所での和解が公表され、Koch 氏のスポークスマンは、和解を肯定し、賠償金は 300 万 US ドルであると述べている。Kurniawan の弁護士は、電子メールにより、執行猶予が決定され次第、直ちに Koch 氏に対して支払いを行うと述べている。Koch 氏のスポークスマンはまた、Kurniawan が業界を立て直すための可能な限りの協力を行うことに賛成していると述べた。Oxbow グループの創立者であり、保守政治活動家の Charles Koch 氏及び David Koch 氏の兄弟であって、フォーブズ誌がその総資産を 39 億 US ドルであると算定する Koch 氏は、政府参考人として Kurniawan に対して証言を行った。検事は、Kurniawan が自身のカリフォルニアの住居外で、空の稀少ワインボトルを購入し、偽ワインラベルを印刷し、何百もの偽ワインを製造する為にフランスの蜜蝋を費やして、偽ワイン工場を操業していたことを告発した。裁判で Kurniawan の弁護士は、Kurniawan は偽ボトルを知らずに集めており、高級ワイン業界に全面的に広がっている偽造問題のスケープゴートにされたものであると主張した。判決より先に、Koch 氏は損害賠償額として 210 万 US ドルを請求していると予想されていた。今月初めに、億万長者は、ワインディーラーである Acker, Merail & Condit 社及び Kurniawan のボトルを販売したオークションハウスに対して 2008 年にニューヨーク州裁判所で提訴した別の訴訟において、秘密の和解に達している。Koch 氏は 5 月に Berman 判事に宛てたレターの中で、Kurniawan の刑事裁判において証言した際、他の多くの人達と同様、Kurniawan にだまされて欺かれたと書いている。

(2014 年 7 月 26 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイの GI 商品展示会でタイの伝統知識商品 16 品目が販売された～

2014 年 6 月 14 日から 18 日までバンコクのセントラルプラザで行われた「GI 商品展示会 タイの伝統知識商品 世界に飛躍する品質」では、プレーワーカラシン絹、チェンマイセラドン焼き物、ムアンパッチャブリ郡のモーゲン菓子等タイの伝統知識による商品 16 品目が展示販売され、5 日間で 45 万パーツ相当の取引があった。次回の GI 商品展示会は 2014 年 8 月 20 日から 24 日までバンコクの JJ モールで開催される。

(2014 年 8 月 14 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで優れた商品の展示会と知的財産権者である経営者向けの研修が行われた～

知的財産局とキングモンクット工科大学・北バンコク校の共催で、第 3 回「秀逸なタイ人」商品展示会及び「知的財産権者ある経営者としての準備と発展」研修が、2014 年 7 月 28 日から 8 月 1 日までサイアム・コマーシャル銀行本店において行われた。

(2014 年 8 月 27 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～中国レアアース磁石メーカーが日立金属の特許満了を期に輸出拡大を狙う～

レアアース磁石を製造する中国のメーカー数社がモーターからスマートフォンまで様々な製品に使用される微小磁石の輸出拡大を目指し、今月権利満了する日立金属の重要特許の利用を模索している。この特許は微小磁石の Shenyang General Magnetic(沈阳中北通磁科技股份有限公司)の Sun Baoyu

チェアマンは、この特許は微小磁石の構造を定義するもので、17年の権利期間中中国メーカーの米国の顧客への販売を妨げてきたが、権利満了することでこの道が開けると話した。同社は製品をプロモーションし、競合他社が磁石を製造するのをほぼ防ぐことができると日立金属が言う他の特許について日立金属と戦うため、中国企業6社と提携関係を結んだ。上海のEverbright SecuritiesのアナリストLi Weifengは、日立の全ての特許の基となるのはこの原料に関する特許であり、これは磁石に関して「極めて基本的な」特許であると話している。この特許の権利期間満了により、提携関係を結んだ中国メーカー7社を日立金属と対抗させることになり、更には市場に参入しようとしている他の企業と磁石の製造及び輸出に対価を支払ってきた中国企業8社も潜在的に日立金属と対抗する可能性がある。磁石を輸出する企業が増えることで、AppleのiPhoneやトヨタのハイブリット車に使用されている磁石製品の価格が下がることになる。日立金属はレアース磁石に関する特許を世界で600件以上保有しており、そのうち数件は住友特殊金属を吸収合併

した後の2000年代に登録したものである。日立金属の広報担当ミナミアキオ氏は、「他社が当社の特許ネットワーク全てを避けてこの磁石を商業目的で製造するのはほとんど不可能だと考えている。」と話している。前出のSun氏によれば既に権利期間が満了している米国特許は、レアース元素であるネオジムによる磁石及びコバルトをカバーしていた。提携した中国企業7社は製品をカバーするその他の特許数件について米国で日立金属を提訴する計画である。Sun氏は日本と米国は磁石製品にとって最も重要な海外市場であると話し、顧客は日立金属の特許を懸念していると付け加えた。日立金属の特許にライセンス料を支払ってきた中国企業8社には中国のレアース磁石2大メーカーのBeijing Zhongke Sanhuan High-Tech(北京中科三環高技術)及びNingbo Yunsheng(宁波韵升)グループが含まれる。Zhongke Sanhuanのウェブサイトによれば、同社は焼結レアース磁石やその製造方法に関する日立金属の特許400件以上を世界的に使用するライセンス契約を受けているということである。

(2014年7月29日、シンガポールストレイトタイムズ)

～香港の発明は外部に好印象を与える～

6月23日から26日にサンディエゴで開催され、70カ国から15,000人以上が参加し、香港を含むいくつかの国際パビリオンが出展した世界最大のバイオテクノロジーの集まりである、BIO International Convention 2014において、香港のバイオテクノロジー産業における発明の強みが披露された。このコンベンションは、知的財産のオンライントレーディングプラットフォームであるAsia IP Exchange(AsiaIPEX)によって、25,000を超える技術が掲載されていることを宣伝するだけでなく、バイオテクノロジー専門家、発明者、宣伝及び取引の機会を探している企業にそのプラットフォームを紹介する理想的な機会である。AsiaIPEXの宣伝ブースを含む香港パビリオンは、香港貿易発展局(HKTDC)、香港科学園、香港生物科技協会の共同出展であり、パビリオンの一部では、いくつかの香港の大学の技術移転オフィスがバイオテクノロジー特許を展示していた。この中には、全てがAsiaIPEXを通じてライセンスを得る機会を有する、90を超える特許を展示していた香港中文大学が含まれている。メンバーに名を連ねる他のいくつかのバイオテクノロジー企業もAsiaIPEXにリストされている知的財産を展示していた。HKTDCにより所有されて運営されているAsiaIPEXはまた、香港を知的財産のハブとして宣伝し、香港のビジネスに適した環境と中

国本土に近接した位置に対する注目を引いていた。中国本土、台湾及び香港を含むアジア太平洋地域の異なる経済圏からの 13 のパビリオンとともに、このイベントは、地域の成長の可能性を披露していた。
(2014 年 7 月 25-31 日、チャイナデیلیー)